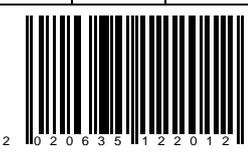


| | | | | |
|---|-------------|------|---------|---------------|
| 手数料名 | 薬局開設許可申請手数料 | | | |
| 所属コード | 消込区分 | 歳入科目 | 手数料額 | 申請書提出先 |
| — | 700 | 6351 | 29,000円 | |
|  | | | | 1 申請窓口 へ提出 |
| | | | | 2 収納窓口 で受取 |

薬局開設許可申請書

| | | | |
|--|-------|--|--|
| 薬 局 の 名 称 | | | |
| 薬 局 の 所 在 地 | | | |
| 薬 局 の 構 造 設 備 の 概 要 | | | |
| 調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要 | | | |
| 医薬品の販売又は授与を行う体制の概要 | | | |
| (法人にあつては)薬事に関する業務に責任を有する役員の名 | | | |
| 通常営業日及び営業時間 | | | |
| 相談時及び緊急時の連絡先 | | | |
| 薬剤師不在時間の有無 | 有 ・ 無 | | |
| 特定販売の実施の有無 | 有 ・ 無 | | |
| 健康サポート薬局である旨の表示の有無 | 有 ・ 無 | | |
| 申請者(法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む)の欠格条項 | (1) | 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 | |
| | (2) | 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 | |
| | (3) | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者 | |
| | (4) | 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者 | |
| | (5) | 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 | |
| | (6) | 精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 | |
| | (7) | 薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者 | |
| 備 考 | | | |

上記により、薬局開設の許可を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

広島県 保健所長 様

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 薬局の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 医薬品の販売又は授与を行う体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。
- 7 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。